

市立角館総合病院実費徴収一覧表

【令和6年4月1日～現在】

項 目		金 額	項 目		金 額
入 院 室 料	東07号室（個室）	8,800 円	分 娩 料 等	分娩管理料（初産）	190,000 円
	南53号室（個室）	8,800 円		分娩管理料（経産）	180,000 円
	一10号室（個室）	5,500 円		分娩管理料（時間外）	200,000 円
	東06号室（個室）	4,400 円		分娩管理料（休日及び深夜）	210,000 円
	東08号室（個室）	4,400 円		分娩管理料（第三子以降）	160,000 円
	東27号室（個室）	4,400 円		分娩管理料（車中及び自宅）	110,000 円
	東28号室（個室）	4,400 円		分娩管理料（帝王切開）	110,000 円
	南18号室（個室）	4,400 円		自然流産時（5～6ヶ月）	65,000 円
	南20号室（個室）	4,400 円		褥婦処置料	1,570 円
	南38号室（個室）	4,400 円		新生児管理保育料	10,470 円
	南50号室（個室）	4,400 円		分娩セット料	3,030 円
	東26号室（個室）	3,300 円		臍帯セット料	520 円
	南13号室（個室）	3,300 円		産後検診料	4,190 円
	南15号室（個室）	3,300 円		新生児聴力検査料	3,850 円
	南16号室（個室）	3,300 円	妊 婦 検 診 料	初診	5,230 円
	南17号室（個室）	3,300 円		再診	4,190 円
	南21号室（個室）	3,300 円	母性健康管理指導料		1,100 円
	南22号室（個室）	3,300 円	文 書 料	普通診断書（簡単なもの）	2,200 円
	南23号室（個室）	3,300 円		普通診断書（複雑なもの）	5,500 円
	南25号室（個室）	3,300 円		保険用診断書	5,500 円
	南26号室（個室）	3,300 円		障害認定用診断書	5,500 円
	南27号室（個室）	3,300 円		死亡診断書	4,400 円
	南28号室（個室）	3,300 円		特殊診断書	11,000 円
	南37号室（個室）	3,300 円		各種証明書（簡単なもの）	2,200 円
	南55号室（個室）	3,300 円		各種証明書（複雑なもの）	5,500 円
	南56号室（個室）	3,300 円		身体検査書	2,200 円
	南57号室（個室）	3,300 円		死体検案書	4,400 円
	南58号室（個室）	3,300 円		各種証明書	3,300 円
	南60号室（個室）	3,300 円		その他のもの	2,200 円
	南03号室（2人室）	1,650 円	各種相談指導料		3,300 円
	南05号室（2人室）	1,650 円	診察券再交付手数料		330 円
	南06号室（2人室）	1,650 円	病衣使用料		52 円
	南07号室（2人室）	1,650 円	オムツ代等	平オムツ	43 円
	南51号室（2人室）	1,650 円		Mサイズ	126 円
	南52号室（2人室）	1,650 円		Lサイズ	145 円
	2人室を1人で使用した場合	3,300 円		尿取りパット	17 円
ド ッ ク 料	日帰り（男性）	36,660 円			
	日帰り（女性）	39,810 円			
	一泊二日（男性）	66,000 円			
	一泊二日（女性）	69,140 円			
	追加（肺癌検診）	12,570 円			
	追加（乳癌検診）	3,140 円			
	追加（子宮体癌検診）	4,190 円			
	追加（脳ドック）	15,710 円			
	追加（骨密度測定）	1,040 円			
	追加（腫瘍マーカー検査）	2,090 円			
	追加（歯周病検診）	4,190 円			
	脳ドック	38,500 円			
	血管ドック	10,470 円			

※ 分娩管理料について、双胎児以上の場合は、5割増となります。

※ 上記以外でも、患者さんの自己負担となるものについては改定となります。

【参考事項】

◇ 仙北市病院事業使用料及び手数料徴収条例第3条（抜粋）

第3条 使用料等の額は、次に定める額及び別表第1から別表第2までに掲げる額とする。

- 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表並びに入院時食事療養に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。
 - 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表に基づき算定した額。
 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る費用は、健康保険法第86条第1項に規定する保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養の別に厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円として算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、前項に規定する算定方法による点数に20円を乗じて得た額とし、次の各号による診療契約をしたものについては、その契約に基づき算定した額とする。
- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）及び地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく療養契約
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく検診等の委託契約
 - 事業所及び職場健康診断契約
- 3 前2項に定めのない健康診断及び予防接種並びに検査等をしたときはその実費を、また、別に診療契約をしたものについては、その契約に基づき算定した額とする。